

退職金定期貯金

あなたのセカンドライフを応援します。

ゆとりある毎日をお過ごし頂けますよう

JA埼玉中央が応援いたします。

対象者

原則、退職金を受け取り、
将来当JAの口座で年金を受給される方。

対象貯金

1年定期貯金（非自動継続の定期貯金）

適用金利

①年金受給までの期間が2年未満の場合

店頭金利に年**0.25%**上乗せ

②年金受給までの期間が2年以上4年未満の場合

店頭金利に年**0.20%**上乗せ

③年金受給までの期間が4年以上の場合

店頭金利に年**0.15%**上乗せ

※上記①～③により適用された金利には、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（分離課税）

Retirement bonus
commuter pass savings



JA埼玉中央

お預け入れ
金額

300万円以上

（お受取りの退職金の範囲内までといたします）

- ・やむを得ず中途解約をする場合は当JA所定の中途解約利率を適用させていただきます。
- ・当JAの他のキャンペーンとの併用は出来ません。
- ・満期到来時は、当初の年金受給予定日が到来するまでは、当初の預入金額、当初の上乗せ利率等、同一内容にて再預入できます。
- ・「退職所得の源泉徴収票」「退職金お受取口座の通帳」等で、退職金をお受取になっていること及び退職金の受取時期、並びに預入限度額を確認させていただきます。
- ・1人1金融機関あたり、元本1,000万円とその利息分までが貯金保険により保護されます。
- ・満期日以降の利息は、解約または書替継続をした日における普通貯金利率により計算します。

商品の詳細については、JA埼玉中央の最寄りの支店にて「商品概要説明書」をご覧ください。

東松山支店：0493-22-4036
大岡支店：0493-39-1002
唐子支店：0493-22-3347
高坂支店：0493-34-3121
野本支店：0493-22-1733
滑川支店：0493-56-2255

嵐山支店：0493-62-2012
菅谷支店：0493-62-2003
小川支店：0493-72-1100
竹沢支店：0493-73-1872
八和田支店：0493-72-0558
東秩父支店：0493-82-1241

鳩山支店：049-296-1255
都幾川支店：0493-65-1116
玉川支店：0493-65-1155
川島支店：049-297-1822
中山支店：049-297-1807
三保谷支店：049-297-1805

出丸支店：049-297-1810
小見野支店：049-297-1803
西吉見支店：0493-54-1531
東吉見支店：0493-54-1541
南吉見支店：0493-54-1521
北吉見支店：0493-54-1501

商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>

(平成24年10月1日現在適用中)

1. 商品名	・スーパー定期貯金<単利型> (愛称:退職金定期貯金)
2. 販売対象	・個人 ※原則、退職金を受け取り、将来JAより公的年金の受給を確約できる方のみとさせていただきます。
3. 期間	・定型方式1年(非自動継続) ※当初の年金受給予定日が到来するまで、再預入できます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入(ATMからの預入れは対象外となります) なお、総合口座には受入できません。(総合口座の担保とすることができないため) ・300万円以上で、お受取りになる退職金の範囲内。 ※「退職所得の源泉徴収票」「退職金お受取口座の通帳」等で、退職金のお受取り額を確認させていただきます。 ・300万円以上1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・当初預入時は、次の利率を満期日まで適用します。 なお、満期到来後は、当初の年金受給予定日が到来するまで、同一の上乗せ利率にて再預入できます。 ①年金受給予定日までの期間が2年未満の場合 店頭表示金利に0.25%上乗せした利率 ②年金受給予定日までの期間が2年以上4年未満の場合 店頭表示金利に0.20%上乗せした利率 ③年金受給予定日までの期間が4年以上の場合 店頭表示金利に0.15%上乗せした利率 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・2.0%(国税1.5%、地方税0.5%)の分離課税。 (※)平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税率の適用により、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—

8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> ・6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・6か月以上1年未満 約定利率×50%
10. 貯金（預金）保険制度（公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または信用部金融課（電話：0493-23-4684）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県JAバンク相談所（電話：048-823-7231）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用部金融課または埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所）を通じてのご利用となります。上記埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・経済情勢の変動により取扱内容を変更または終了する場合があります。